

■ 公募制研究室制度（2025年度より新設）

1. 目的	
	本制度は、外部研究費を財源として機器の設置や研究員等の雇用を行う場合に発生する研究スペースの不足を解消し、以て研究成果の創出や新たな外部研究費の獲得を支援するものです。
2. 募集内容	
申請資格	<ul style="list-style-type: none">・ 本学の専任教員であること。・ 以下いずれかの外部研究費の採択を得ており、当該研究費を以て利用負担金の納付が可能であること。 ①内閣府の定める競争的研究費（ https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r6-7.pdf ） ②産学官連携による研究費（共同研究、受託研究、学術相談等） ③その他、特定の研究課題に対する助成金等
貸出期間	2026年4月～2027年3月 ※最長1年間ですが、月単位での利用は可能です。 また、延長の申請を妨げるものではありませんが、次年度の他申請と併せて審査を行うものとなり、延長が認められないことがありますので、ご注意ください。
貸出対象の研究室及び利用負担金	安威キャンパス 5号館 <ul style="list-style-type: none">・ 5105：月額48,000円（課金対象面積：48㎡）・ 5106：月額57,000円（課金対象面積：57㎡）※貸出し予定・ 5410：月額37,000円（課金対象面積：37㎡）・ 5607：月額23,000円（課金対象面積：23㎡）※貸出し予定 ※教員研究室全体の利用計画を踏まえ、貸出対象の研究室に変動が生じる可能性があります。ご了承ください。
申請方法	申請様式（「公募制研究室制度_申請書・報告書.xlsx」）を作成し、コラボフロー（「研究支援制度申請届・変更届」）にて提出
受付締切	随時受付（ただし、空きの貸出対象研究室が対象）
審査方法	研究推進委員会の議を経て、学長が決定します。 決定後、採択者の氏名等が大学教育研究評議会に報告されます。
利用上の義務	利用にあたっては「追手門学院大学教員研究室の利用に関する規程（2023年12月14日制定）」の適用を受けます。 2027年3月末までに、研究活動の概要及び成果について、報告書に情報入力のうえ、コラボフロー（「研究支援制度申請届・変更届」）にて提出すること。
3. 申請上の注意	
	申請にあたっては「追手門学院大学公募制研究室の利用に関する規程」をよくお読みください。
4. 注意事項	
	<ul style="list-style-type: none">・ 上記規程に定める利用許可条件に違反した場合、又は手続き上の不備及び虚偽又は不実の記載があった場合は、利用の許可を取消し、利用を中止させることがあります。・ 利用最終月の月末時点で、原状回復の上で退去を完了してください。退去が遅れた場合は、その分の利用負担金（月額）を徴収します。・ 研究活動に使用する備品等の持ち込みについては、「追手門学院大学教員研究室の利用に関する規程（2023年12月14日制定）」の適用を受けるものとします。また、電源や照明、空調、給排水、各種ガス類の供給設備の設置等、工事を伴う改変は認められません。・ 貸出後に、ニーズとのミスマッチが発生することを防ぐため、申請前に、各貸出対象研究室をご確認（下見）いただくことを推奨しております。 ご希望の際は、研究企画課までご連絡ください。・ 複数の教員が、複数の外部研究費を以て利用することは認められません。 ただし、同一の研究課題に複数教員が参加している場合に限り、複数教員でひとつの研究室を利用することを認めます。・ 1人の教員が、外部研究費を含む複数の研究費を以て利用することは可能としますが、合算使用制限等の観点から執行が認められない場合があるため、申請前に、執行計画を研究企画課へご相談ください。